平成２６年（フ）第６０７号
仙台市若林区大和町３丁目13番14号　コーポヤマト206
債務者　浦田まなみ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６３０号
仙台市青葉区木町通１丁目３番42―503号
債務者　内藤　大介
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６３１号
仙台市若林区成田町61番地　コーポ金丸Ｂ３
債務者　小山　誠子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６９４号
宮城県名取市堀内字梅265番地の５
債務者　佐藤　　光
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６９６号
仙台市泉区山の寺１丁目11番７号
債務者　藤田　まみ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６９９号
宮城県塩竈市青葉ケ丘34番３号　シティハイムエムオー202号
債務者　佐藤　雅芳
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７２７号
仙台市若林区若林７丁目14番11号　小斎ハイツ１号201、従前の住所仙台市泉区市名坂字町14番地
債務者　坂藤　　康
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７３１号
仙台市泉区南光台南３丁目14番33号　第２正福荘202
債務者　後藤　伸枝
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８４号
福島県いわき市好間町下好間字大館50番地　塩沢ビル308
債務者　小川　一夫
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第８６号
福島県いわき市小名浜島字島27番地
債務者　森本あゆみ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３９６号
茨城県水戸市笠原町1356番地　緑ヶ丘ハイツ303号
債務者　千葉亜佐美（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３９８号
茨城県水戸市下国井町1324番地の２
債務者　上川　正勝
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４０９号
茨城県水戸市東前１丁目388番地
債務者　波岡　仁子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４７２号
栃木県さくら市草川21番地３　第３エレガンスマンション202、前住所埼玉県熊谷市西野289番地２
債務者　髙原　美帆
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７８号
千葉県茂原市下永吉294番地７
債務者　上萩原光章
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
千葉県茂原市法目2443番地
債務者　北田まさみ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
千葉県茂原市南吉田1705番地５
債務者　神明　宏幸（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係